

公民館への公共施設予約システム導入についての説明会の開催について

公共施設予約システムの導入により、12月20日（火）より公民館の予約方法がオンラインに変わります。つきましては各公民館で予約方法の変更についての説明会を開催いたします。詳細については下記をご確認ください。

記

- 1 日程・会場 裏面のとおり
※説明会の内容は、各回共通です。最寄りの公民館にお申込みください。
- 2 内 容 「公共施設予約システムの導入に伴う公民館の予約方法の変更について」
※全体説明の後、社会教育団体向けの補足説明をさせていただく場合がございます。
- 3 申込期間 10月5日（水）9時 ～10月25日（火）17時
- 4 申込方法 会場定員の都合もあり、事前申し込みとなります。
会場の定員の都合、出席者は各団体2名まででお願いします。

電 話 …… 参加を希望する公民館に連絡し、希望する日程、連絡先および出席予定人数をお伝えください。

インターネット…… インターネットでの申し込みも可能です。
下記 QR コードをご利用ください。

<https://logoform.jp/form/tWbQ/145929>

インターネット申請用
QR コード



焼津市スマイルライフ推進課 田中・小林
TEL : 631-6862 FAX : 626-2188
MAIL : smile@city.yaizu.lg.jp

焼津市内公民館 説明会開催日程一覧

公民館	開催日	曜日	開始時間	会場	予約の連絡先
焼津公民館	11月4日	金	14時	大集会室	054-626-0888
	11月4日	金	19時		
	11月5日	土	10時		
大村公民館	11月8日	火	19時	会議室2・3	054-629-3351
	11月9日	水	10時		
	11月9日	水	14時		
豊田公民館	10月29日	土	14時	大会議室	054-627-7310
	10月29日	土	19時		
	11月5日	土	19時	会議室A・B	
小川公民館	11月1日	火	10時	大集会室	054-624-8191
	11月5日	土	14時		
	11月5日	土	19時		
港公民館	11月8日	火	19時	大会議室	054-624-8855
	11月10日	木	14時		
	11月11日	金	10時	2F 会議室	
東益津公民館	11月5日	土	19時	大集会室	054-628-2607
	11月9日	水	10時		
	11月12日	土	10時		
大富公民館	11月1日	火	10時	大集会室	054-624-4302
	11月5日	土	14時		
	11月9日	水	19時		
和田公民館	11月9日	水	19時	多目的ホール	054-623-1570
	11月11日	金	14時		
	11月12日	土	19時		
大井川公民館	11月5日	土	14時	大会議室	054-622-3111
	11月9日	水	14時		
	11月9日	水	19時		

※全体説明会は約1時間程度を予定しています。

(目的)

第1条 この規約は、焼津市公共施設予約システム（以下「本システム」という。）を利用して、焼津市（以下「市」という。）の所有する公共施設等（以下「施設」という。）の予約等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

(利用規約への同意等)

第2条 本システムを利用して施設の予約等の手続を行うためには、本規約への同意とともに、次条に規定する利用者登録が必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供することとします。

2 本システムの利用者登録を行った者は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムを利用することはできません。

(利用者登録の申請)

第3条 本システムの利用を希望する個人、団体又は事業者は、市が指定するインターネット上の利用者登録フォームにより申請し、利用する施設の窓口で必要な手続をするものとします。

2 利用者登録の申請は、下表に定める施設ごとに、それぞれの申請窓口で必要な手続をするものとし、手続に必要な提出書類は施設ごと定めるものとします。

利用者登録が必要な施設	申請窓口
スポーツ施設	焼津市総合体育館
公民館	各公民館
文化施設	焼津文化会館又は大井川文化会館

3 施設管理者は、必要に応じて公的書類の提示や連絡等により、登録者が本人であることの確認をさせていただく場合があります。

(利用者の登録)

第4条 施設管理者は、前条第1項の規定により提出された申請内容の審査を行い、利用者として承認した場合は、本システムに登録し、登録した旨を通知します。

(利用者ID・パスワードの登録)

第5条 利用者登録完了後、利用者は、利用者ID及びパスワードを本システムに入力することにより、施設の予約等の手続を行うことができます。

2 本システムへの登録後は、利用者においてパスワードの変更が可能となるため、利用者は、本システムの利用を開始する前に必ず初期パスワードの変更を行ってください。

3 利用者は、パスワードの変更を施設管理者に通知する必要はありません。

4 利用者IDの登録は、個人、団体又は事業者につき1つのIDまでとします。ただし、施設管理者が必要と認めた場合には、複数のIDを登録できるものとします。

(利用者ID・パスワードの取扱い)

第6条 利用者は、利用者ID及びパスワードについて、次に掲げる事項に注意して取り扱うこととし、利用者の責任において厳重に管理するものとします。

(1) 利用者ID及びパスワードは他人に知られないように管理してください。

(2) パスワードは、定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。

(3) 他人からのパスワード等の照会には応じないでください。

(4) パスワードを失念した場合は、速やかに利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。

2 施設管理者は、前項の規定により厳重に管理された利用者ID及びパスワードを用いて行われた手続については、登録した利用者により行われたものとみなします。

(利用者登録の取消)

第7条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を取り消すものとします。

(1) 虚偽の申請により利用者登録がなされた場合

(2) 施設の管理に関する条例等又は本規約に重大な違反をした場合

(3) 事情により利用者が施設を利用することができなくなった場合

- (4) 利用者の所在が不明となり、連絡不能となった場合
- (5) 本システムの運営を故意に破壊又は妨害をした場合
- (6) 施設の利用及び料金の支払い手続等、利用する施設の関係例規等に従わない場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者が利用者として不適当と認めた場合

(利用者登録の変更)

第8条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更内容が確認できる書類等を利用する施設の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録期間)

第9条 施設管理者が利用者として承認した日を登録日とし、登録期間については、各施設において定めるものとします。

(利用者登録の廃止)

第10条 利用者は、本システムを利用しなくなった場合、本人確認のできる書類等を利用する施設の窓口へ提示し、登録を廃止する手続を行うものとします。

(関係例規等の遵守)

第11条 施設の利用及び料金の支払い手続等は、利用する施設の関係例規等に従うこととします。

(禁止事項)

第12条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 施設の利用目的以外で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し、又は破壊すること。
- (4) 他人の利用者ID、パスワードを不正に使用すること。
- (5) 個人、同一と認められる団体又は事業者が複数の利用者IDを取得すること。ただし、施設管理者が認めた場合を除く。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

2 施設管理者は、本システムの利用に対して、前項各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者登録の取消し、本システムの利用の停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(個人情報の保護)

第13条 利用者の申請に基づき収集された個人情報について、施設管理者は、焼津市個人情報保護条例（平成14年焼津市条例第35号）に基づき、その管理に十分な注意を払うものとします。

(免責事項)

第14条 市は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

2 市は、その裁量において、本システムの改修、運用停止、中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、この行為により生じたいかなる損害に対しても、市は一切の責任を負いません。

3 利用者が使用するパソコン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災地変その他市の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第15条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 市は、本規約を変更した場合は、本システムに変更後の規約を掲載することとします。

3 利用者は、前項の規定により本システムに変更後の規約を掲載した後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

(その他)

第16条 その他必要な事項については、別に定めるものとします

附則

この規約は、令和4年9月13日から施行します。